

排水設備をつくりましょう

快適な生活環境で豊かな暮らしを
“カブトガニや海の生き物にやさしい”公共下水道”

排水設備は遅滞なく

下水道設備を利用するためには、家庭や事業所ごとに、下水を流すための排水設備をつくらなければなりません。下水道の供用開始の告示が行われると、処理区域内の建物の所有者や使用者・占有者は、すみやかに排水設備を設置していただくこととなります。

3年以内に改造しましょう

法律によって、告示から3年以内に汲み取り式便所を水洗トイレに改造し、公共下水道に接続していただくことが義務づけられています。

現在、し尿処理浄化槽（単独槽・合併槽）を利用されているご家庭や工場も、し尿処理浄化槽を廃止して、直接公共下水道に流すよう改造していただくことが必要です。

また、処理開始区域内で、建物を新築したり増築する場合には、水洗トイレでないと建築の許可が受けられないこととなります。

問合せは

下水道課

☎20142まで

公共下水道排水設備 指定工事店申請受付

公共下水道排水設備指定工事店の申請を受け付けます。

指定条件

- ① 営業所が岡山県内にあること
- ② 責任技術者が1名以上専属していること
- ③ 工事に必要な設備及び機械器具を有していること
- ④ 市町村税の滞納がないこと

受付期間

6月1日(金)～6月29日(金)

登録手数料

10,000円

申込み・問合せ

下水道課

☎69-2142

合併処理浄化槽補助金 申請受付中

本年度も次の金額と基数で補助を行います。

申請は先着順ですお早めこ！

5人槽 342,000円 18基
6～7人槽 414,000円 95基
8～10人槽 537,000円 7基

※公共下水道の認可区域内は補助対象となりません。

※補助金額と基数は変更する場合があります。

申込み・問合せ

経理課

☎63-5241

【下水道の利用可能な区域(処理区域)】

平成19年3月31日現在

